

名古屋市犯罪被害者等支援事業

● 支援金

概 要	犯罪被害により当面必要となる経費に充てるために一定金額を給付
給付内容	○重傷病等※ 一事件に100,000円（給付は被害者本人） ※重傷病等：全治1か月以上の加療を要する被害又は不同意性交等罪、監護者性交等罪 ○死亡 一事件に300,000円（給付は第1順位の遺族※） （既に重傷病等により100,000円の支援金を受け取っていた方が犯罪被害を原因として亡くなった場合は、200,000円を追給） ※配偶者（事実婚等を含む）又は、被害者の二親等以内の血族等
対象要件	○被害者が市民である事案であること（発生地は問わない） ○被害事実が客観的に確認できること（警察への照会、交通事故証明等） ○申請者の資産（現金、預貯金等）の世帯合計が200万円未満であること（犯罪被害を原因として必要となる支出は控除する） ○交通事故においては、自動車損害賠償責任保険（共済）の支払い対象ではないこと
支給対象外	○被害者又は遺族と、加害者との間に親族関係（夫婦（事実婚等を含む）又は直系血族等）があり、同居していたとき（ただし、重傷病等を受けた被害者又は遺族が18歳未満の場合等は除く） ○被害者又は遺族が暴力団員であったとき ○支援金を給付することが社会通念上適切でないと認められるとき
申請期限	平成30年4月1日以降に起こった犯罪被害を対象とし、犯罪行為が行われた時から1年以内
必要書類	○支援給付申請書 ○犯罪被害に関する申立書 ○資力等申告書 ○住民票（除票） ○遺族と被害者の続柄が確認できる証明書（死亡の場合） ○受傷日や治療期間が確認できる診断書（重傷病等の場合）
受付時間	午前8時45分～午後5時30分
担当窓口	名古屋市犯罪被害者等総合支援窓口（スポーツ市民局人権施策推進室） 電話：052-972-3042